

柴田町告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書交付に係る手数料の収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

柴田町長 滝 口



- 1 委託した手数料の徴収事務
  - (1) 住民票の写し
  - (2) 印鑑登録証明書
  - (3) 戸籍全部事項証明書
  - (4) 戸籍個人事項証明書
  - (5) 戸籍の附票の写し
  - (6) 課税・非課税証明書
  
- 2 委託した者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 地方公共団体情報システム機構  
理事長 椎橋 章夫
  - (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
  
- 3 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで